

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成29年7月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市土地改良区	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業)	竜王地区	平成29年2月17日
〃	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業)	赤山川地区	平成29年2月17日
〃	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業)	大出水地区	平成29年3月3日
丸亀市飯山町土地改良区	農業基盤整備促進事業 (頭首工改修事業)	東小川新池地区	平成29年2月28日
丸亀市綾歌町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	片山地区	平成29年2月28日
坂出市西庄土地改良区	農業基盤整備促進事業 (水路改修事業)	八十場地区	平成29年3月13日